

「オンライントレード取扱規程」新旧対照表

平成 30 年 7 月 17 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 7 条（取引名義及び本人確認）</p> <p>2. お客様は、取引の売却代金等を受け取るための銀行口座等をあらかじめ当社に対し届け出るものとします。届け出る銀行口座等は本人名義に限るものとし、当社は本人名義であることを確認した上で、出金手続きを行うものとします。<u>但し、証券コネクト口座への出金手続きについては所定の利用開始設定を行っている場合にのみ行うことができるものとします。</u></p> <p>第 24 条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本サービスに係る債務について当然期限の利益を失い、当社の任意によりお客様の全ての建玉を決済できるものとします。</p> <p>（7）お客様が死亡した場合。</p> <p>第26条（入出金）</p> <p>当社が本サービスによりお客様からお預りする金銭の入出金の方法は、次の各号に定める通りとします。</p> <p>(1)お客様が当社に対して金銭を預け入れる場合は、当社が指定</p>	<p>第 7 条（取引名義及び本人確認）</p> <p>2. お客様は、取引の売却代金等を受け取るための銀行口座等をあらかじめ当社に対し届け出るものとします。届け出る銀行口座等は本人名義に限るものとし、当社は本人名義であることを確認した上で、出金手続きを行うものとします。</p> <p>第 24 条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本サービスに係る債務について当然期限の利益を失い、当社の任意によりお客様の全ての建玉を決済できるものとします。</p> <p>（7）お客様が死亡した場合、<u>または制限行為能力者となった場合。</u></p> <p>第26条（入出金）</p> <p>当社が本サービスによりお客様からお預りする金銭の入出金の方法は、次の各号に定める通りとします。</p> <p>(1)お客様が当社に対して金銭を預け入れる場合は、当社が指定</p>

新	旧
<p>する金融機関口座へ振り込む方法により行うものとします。<u>または別途定める方法により行うものとします。</u></p> <p>(2)お客様が当社から金銭を引き出す場合は、お客様があらかじめ当社に通知しているお客様名義の金融機関口座に振り込む方法もしくは証券コネクト口座へ所定の方法により行うものとします。なお、引き出しの手続き、受付時間及び受付金額は、当社が別途定めるところに従うものとします。</p> <p>第34条（本サービスの利用の制限）</p> <p><u>4. お客様が成年被後見人、被保佐人または被補助人となった場合、当社はおお客様の取引資格の確認が終了するまでサービスの利用を全部または一部制限いたします。</u></p> <p>第35条の2（解約時の手続き）</p> <p>当社が、前条の定めにより本契約に係るサービスを解約する場合の手続きは以下の定めにより行うものとします。</p> <p>(1)当社がお客様よりお預かりしている金銭や有価証券等につきましては、当社の任意の方法によりお客様に返還するものとします。</p> <p>(2)前項の場合において、本券による返還又はお客様の指定する口座管理機関等への振替が困難なものについては、当社が所定の方法により換金したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものといたします。</p> <p>(3)お客様に未決済の建玉がある場合には、すべての建玉を、お</p>	<p>する金融機関口座へ振り込む方法により行うものとします。</p> <p>(2)お客様が当社から金銭を引き出す場合は、お客様があらかじめ当社に通知しているお客様名義の金融機関口座に振り込む方法により行うものとします。なお、引き出しの手続き、受付時間及び受付金額は、当社が別途定めるところに従うものとします。</p> <p>第34条（本サービスの利用の制限） (新設)</p> <p>第35条の2（解約時の手続き）</p> <p>当社が、前条の定めにより本契約に係るサービスを解約場合の手続きは以下の定めにより行うものとします。</p> <p>(1)当社がお客様よりお預かりしている金銭や有価証券等につきましては、当社の任意の方法によりお客様に返還するものとします。</p> <p>(2)前項の場合において、本券による返還又はお客様の指定する口座管理機関等への振替が困難なものについては、<u>お客様のご指示により</u>、当社が所定の方法により換金したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものといたします。</p>

新	旧
<p>お客様の計算において、当社が任意に反対売買したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものといたします。</p> <p>(4)金銭の返還についてお客様が当社にご通知の金融機関口座への振込みにより行います。ただし、この方法がとれない場合には、当社の判断により現金書留、供託等の方法により返還するものといたします。</p>	<p>(3)お客様に未決済の建玉がある場合には、すべての建玉を、お客様の計算において、当社が任意に反対売買したうえで、所定の経費を差し引いた金銭を引き渡すことにより、返還に代えるものといたします。</p> <p>(4)金銭の返還についてお客様が当社にご通知の金融機関口座への振込みにより行います。ただし、この方法がとれない場合には、当社の判断により現金書留、供託等の方法により返還するものといたします。</p>

以上